

令和5年7月21日

【問い合わせ先】

岩手県環境生活部環境生活企画室
グリーン社会推進担当 019-629-5271

< 1 「中小企業者等」の定義 >

Q1-1 「中小事業者等」の定義を教えてください。

A1-1 次のいずれかに該当する者を「中小事業者等」としています。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業者であって、岩手県内に事業所等を所有し、事業活動を行っている者

イ 岩手県内における年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500k1 未満の事業所等を所有し、事業活動を行っている者

1. 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

中小企業庁 HP より (<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

Q1-2 個人事業主は「中小事業者等」に含まれますか。

A1-2 個人事業主でも、A1-1に記載する2つの要件のいずれかに該当する者であれば、「中小事業者等」に含まれます。

Q1-3 みなし大企業は「中小事業者等」に含まれますか。

A1-3 いわゆるみなし大企業でも、A1-1に記載する2つの要件のいずれかに該当する者であれば、「中小事業者等」に含まれます。

※みなし大企業（大企業と密接な関係を有する企業）
・ 法人（資本金または出資金が5億円超の法人など）の100%子法人
・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済み株式または出資の全部を保有されている法人

Q1-4 商工会、国立大学法人、社会福祉法人は「中小事業者等」に含まれますか。

A1-4 中小企業基本法に規定する中小企業者に該当しませんが、A1-1に記載する要件（1,500k1 未満の事業所等を所有）に該当する者であれば、「中小事業者等」に含まれます。
ただし、施設の所有者が国又は地方公共団体の場合は、「中小事業者等」には含まれません。

Q1-5 大企業は「中小事業者等」に含まれますか。

A1-5 中小企業者に該当しない規模の大企業の場合、A1-1に記載する要件（1,500k1 未満の事業所等を所有）に該当する者であれば、「中小事業者等」に含まれます。

< 2 「県内事業者」の定義 >

Q2-1 「県内事業者」の定義を教えてください。

A2-1 岩手県内に事業所等を有し、事業活動を行っている者としています。

Q2-2 県外に本店のある事業者は「県内事業者」に含まれないということになりますか。

A2-2 県外に本店があっても、県内の事業所で事業活動を行っている場合は、「県内事業者」とみなします。
例えば、「〇〇工業（株） 北上工場」のような、県外に本店があっても、県内の事業所で事業活動を行っている事業者は、「県内事業者」とみなします。

< 3 「事業所等」の定義 >

Q3-1 「事業所等」の定義を教えてください。

A3-1 次のいずれかに該当する施設を「事業所等」としています。

ア 工場、作業場、店舗、事務所等の建物

イ アに付随する倉庫、駐車場等

ウ 住宅と一体の店舗にあつては、その店舗部分

エ 不動産賃貸業における賃貸物件にあつては、その共用部分

オ その他アからエまでに類する施設と認められるもの

ただし、施設の所有者が国又は地方公共団体の場合は、「事業所等」には含まれません。

Q3-2 事業所等の定義における「エ 不動産賃貸業における賃貸物件にあつては、その共用部分」について、具体的に教えてください。

A3-2 共用部分とはマンションの玄関やエレベーター等々です。

なお、分譲マンションは不動産賃貸業における賃貸物件ではないため、「事業所等」には含まれません。

Q3-3 テナントビル（貸しビル）は「事業所等」に含まれますか。

A3-3 「事業所等」に含まれます。

Q3-4 一部事務組合の施設は「事業所等」に含まれますか。

A3-4 地方公共団体が所有する施設のため、「事業所等」には含まれません。

Q3-5 グループホームは「事業所等」に含まれますか。

A3-5 「事業所等」に含まれます。